

第七部

第一回參議院厚生委員會會議錄第二十七號

(五八〇)

- 付託事件
- 教育の恩給増額に関する請願（第六号）
 - 食肉統制價格撤廃に関する陳情（第二号）
 - 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情（第七号）
 - 恩給法の改正に関する陳情（第十二号）
 - 都市官公廳職員的生活安定に関する陳情（第三十八号）
 - 戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に関する陳情（第五十号）
 - 恩給法の改正に関する陳情（第六十四号）
 - 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情（第六十六号）
 - 國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情（第九十八号）
 - 青少年禁酒法案（小杉いさ君発議）
 - 恩給増額に関する請願（第三十九号）
 - 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第五十八号）
 - 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第七十一号）
 - 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第七十三号）
 - 恩給法の改正に関する陳情（第一百五十三号）
 - 國民健康保險組合の振作促進に関する陳情（第一百五十五号）
 - 國民健康保險制度の更正に関する請願（第八十二号）
 - 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第八十七号）
- 恩給増額に関する陳情（第九十三号）
- 最低生活の保証に関する陳情（第二百十八号）
 - 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
 - 恩給増額に関する請願（第二百一十一号）
 - 戦死者遺族の更生対策に関する請願（第二百一十六号）
 - 生活協同組合法の制定に関する請願（第二百四十三号）
 - 青少年禁酒法制定に関する請願（第二百四十六号）
 - 青少年禁酒法制定に関する請願（第二百五十一号）
 - 住宅官廳の住宅を國營とするに關する請願（第二百六十九号）
 - 東京帝國大學演習林拂下げに関する請願（第二百七十三号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第二百七十八号）
 - 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第二百七十九号）
 - 生活協同組合法の制定に関する陳情（第二百七十五号）
 - 教員恩給増額に関する陳情（第二百九十八号）
 - 傷病者更正援護に関する請願（第二百九十九号）
 - 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第二百一十一号）
 - 拂下げミシンに関する請願（第二百一十号）
- 恩給増額に関する請願（第二百二十三号）
- 社會保險制度の一元化に関する陳情（第二百三十三号）
 - 教員恩給増額に関する陳情（第二百三十二号）
 - 教員恩給増額に関する陳情（第二百三十六号）
 - 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに関する陳情（第二百三十五号）
 - 恩給増額に関する請願（第二百二十九号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第二百四十二号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第二百五十一号）
 - 恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
 - 傷い者保護に関する請願（第二百八十五号）
 - 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情（第二百五十九号）
 - 教員勤務地手当増額等に関する陳情（第二百六十四号）
 - 炭鉱労働者福利厚生施設拡充に関する陳情（第二百七十七号）
 - 生活共同組合法案に関する陳情（第二百八十三号）
 - 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情（第二百九十四号）
 - 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第二百九十五号）
 - 厚生保護法案（衆議院送付）
- 乳肉衛生行政を農林省に一元化することに関する請願（第二百九十九号）
- 産兒制限に関する陳情（第四百三十三号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第四百四十二号）
 - 産兒調節に関する請願（第四百五十号）
 - 職業補導特別施設の整備強化に関する請願（第四百六十一号）
 - 生活保護法の普及と同法の一部改正に関する請願（第四百六十三号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第四百八十二号）
 - 丸山トンネル爆発による被害者救助に関する陳情（第四百四十三号）
 - 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情（第四百四十六号）
 - 國立療養所高山莊の完備並びに運営に関する陳情（第四百六十六号）
 - 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第四百七十四号）
 - 恩給増額に関する請願（第三百九十六号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第三百九十七号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第四百九号）
 - 恩給増額に関する請願（第四百十七号）
 - 教員恩給増額に関する請願（第四百十八号）
 - 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第五百十二号）
 - 星塚敬愛園入園患者生活擁護に関する陳情（第五百十八号）
- 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案（内閣送付）
- 鍼灸師法制定に関する請願（第四百三十三号）
 - 遊休公共建造物の即時開放等に関する請願（第四百三十八号）
 - 國立遺傳學研究所設立に関する請願（第四百四十三号）
 - 恩給増額に関する請願（第四百四十七号）
 - 治療師の關業試験等に関する陳情（第五百三十一号）
 - 恩給増額に関する請願（第四百五十一号）
 - 盲人の鍼灸術を存続することに関する請願（第四百七十七号）
 - 住宅建設に関する陳情（第五百四十七号）
 - 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第五百五十五号）
 - 同和事業達成五箇年計画實施に関する陳情（第五百五十八号）
 - 健康保險法及び厚生年金保險法の一部を改正する法律案（内閣送付）
 - 鍼灸師法制定に関する請願（第四百八十五号）
 - 鍼灸師法制定に関する請願（第五百三十三号）
 - 鍼灸師法制定に関する請願（第五百三十三号）
 - 生活協同組合法の制定に関する請願（第五百二十六号）
 - 國立病院及び國立療養所改善に関する請願（第五百三十三号）

○國民医療法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

昭和二十二年十一月二十日(木曜日)午
前十時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○恩給法の一部を改正する法律案

○國際電氣通信株式會社等の社員で公
務員となつた者の在職年の計算に關
する恩給法の特例等に関する法律案

○教員恩給増額に關する請願(第六号)
(第七十八号)(第二百四十二号)

(第二百五十一号)(第三百四十二号)
(第三百八十二号)(第三百九十七号)

○恩給増額に關する請願(第三十九号)
(第四百九号)(第四百十八号)

(第四百九十一号)(第二百二十三号)(第
二百二十九号)(第三百九十六号)(第
四百十七号)(第四百四十七号)(第四
百五十一号)

○恩給法の改正に關する陳情(第十二
号)(第六十四号)(第五百三十三号)(第
百九十三号)

○教員恩給増額に關する陳情(第二百
九十八号)(第三百二十二号)(第三百四
十六号)

○委員(塚本重雄君) それではこれ
より開会いたします。まず最初にお諮
りいたします。政府の提案によりま
す本委員会の予備審査に付託せられて
おります健康保険法及び厚生年金保
險法の一部を改正する法律案、この審
議を医療制度調査に關する小委員会に
付託したいと思ひますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(塚本重雄君) ではこれは小
委員会に付託することにいたします。
更に請願並びに陳情の審査を各小委員

に付託する件をお諮りいたします。請
願第四百八十五号健康法制定に關する
請願、請願第五百三十三号、同じでありま
す。請願第五百三十三号、同様の請願で
す。請願第五百三十三号國立病院及び
國立療養所改善に關する請願、並びに
題目を省略いたしますが、陳情第三百
五十九号、陳情第三百九十四号、陳情
第四百四十六号、陳情第四百六十六号、
陳情第五百八号、陳情第五百三十一号
以上を医療制度調査に關する小委員会
にその審査を付託したいと思ひます
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(塚本重雄君) 御異議ないも
のと認めて小委員会に付託いたしま
す。

それではこれより恩給の一部を改正
する法律案、國際電氣通信株式會社等
の社員で公務員となつた者の在職年の
計算に關する恩給法の特例等に関する
法律案、以上二案を議題といたします。
て、質疑を行ふことにいたします。

○委員(塚本重雄君) 只今の問題の中で、恩
給法の改正について出ておりますこと
については、さほど質問申上げる点
はありません。ただこれに關連して、恩
給法を改正されるに關する全般の問
題として二の問題をお尋ねしたいと
存じます。それは現在の恩給法の中
で従來の傷病軍人、いわゆる傷病者に
對する問題についてであります。これ
はいわゆる憲法の第十三條なり第二十
五條の趣旨から考えますと、昨年の
九月現在における五項症以上の重傷の
傷病者と認められる者が四万数千人あ
るのであります。その中で殆んど
九十%は失業又は無職であります。然
るにこれらの者と文官との恩給の比較

を考へますと、これらの者の、従來の
兵に相當する者が僅かに月に五十三円
程度の恩給を貰つておつて、それに対
照いたしまして、文官の月に三百円余
りの月給を貰つておる者で約五千
円近い恩給と相成つておるのでありま
す。これを考へますと、すべて國民は
法の下に平等であつて、或いは社会的
身分等によつて差違がないと憲法に保
障しておりますことにむしろ悖るので
はないか。片一方が大變恩給の優待を
受けており、片一方文官の方はその七
倍半以上、或いは場合によると九倍半
以上の恩給の高率を貰つておるとい
うこと。もう一つは、同じ傷病者にお
きましても、向從來の官等級により差違
を生じておる。例へば以前の大將と兵
との相違は、大將でありましたら年六
千の恩給を受け、兵であるために年六
百四十円の恩給を受ける。こういう狀
態にある。これはこの恩給法を御改正
になるなら最も速かに改正すべき要
点ではないか。然るにこういふ点に觸れ
ずにおいでになるのは、近い將來にお
ける恩給に關する予定であるかどうか
ということが一つであります。

もう一つは、自分の手恩を失つて、
老後氣の毒な状態で生活しておる、い
わゆる戦死者の遺族、又は失を失つて
子供を擁しながら、悲痛に生活してお
る戦死者の未亡人の遺族、こういう者も
一つの公務員として考へる場合にお
いては恩給法の対象になるのではない
か。これに對して現在の恩給法を改正
して、その悲痛なる人たちに對して相
當の恩給の付與をお考へになつておる
かどうか。勿論生活の保護については、
生活扶助法によつて致すことは當然で
あります。その点について伺いた

いと存じます。

○政府委員(三橋義典君) 只今の御質
問に對しましてお答えいたします。第
一の点は、傷病軍人の恩給に關する御
質問でありまして、その問題とされま
したところは、傷病軍人の恩給と文官
の公務員者の恩給とが非常な開きが
ある。これは憲法の趣旨からいつて、
國民は社会的に平等に取扱はるべきも
のであつて、その門閥、地位、或いは
前の職業によつて差違を設けらるべき
ではないという趣旨からいつて改正す
べきではないかといふこと、第二の
点は傷病軍人に對します恩給は、或
いは下士或いは兵によりましてその金
額が異なるようになつておる。これは
平等にすべきではないか。こういう趣
旨であつたと思ふのであります。が、こ
の傷病軍人に對しますところの恩給
は、御承知の通り、一昨年の十一月二
十四日連合國軍から日本政府に送られ
ましたいわゆるベンシヨン・ランド・
ペイメントと言はれておるあの覺書
の趣旨によつて軍人の恩給がすべて廃
止せられまして、その傷病軍人に對す
る恩給につきましては一定の制限の下
に支給せられることになりました。結
果、今日のように改められたに基くも
のであります。この覺書によりまして、
從來出されておりましたところの傷病
軍人に對する恩給は、非軍事的な原因
によりまして起つたところの肉体的な
傷害に對しまして、一般普通に支拂わ
れておりました補償的な給與の最も低
いものを超えない程度において支給
しなければならなくなつたのでありま
す。ところでその當時におきまして、
非軍事的な原因によつて生じましたと
ころの肉体的な傷害に對して支拂われ

る一般的補償制度の最も低いものが
厚生年金保險法でありましたから、そ
の厚生年金保險法に規定されておるま
すところの傷害年金、傷害手当金を
標準に取りまして、それまでの軍人の
恩給を改訂することとなつたのであり
ます。その結果、現在のような軍人傷
病恩給に相成つたやうな次第でありま
す。傷病軍人に對する恩給は、只今申
上げましたように一定の制限を、枠を
付けられてしまつておるもので、
その制限を、枠を超えて支給すること
はできない実情になつております。恩
給本來の趣旨から申しますならば、傷
病者に對しますところの恩給は、文
官の恩給と同じように、私は相當の給
與をなさなければならぬものと考え
るのであります。國家の公務に従事し
ました者が、その公務のために、傷病、
疾病にかかりました場合におきまして
は、少くともその退職當時の給與とい
うものを基準といたしまして、それ相
當の給與をするのが當然でありまし
て、主國の取扱ひも大体そのようにな
つておると思ひます。でありますか
ら、この文官の公務員恩給程度には
少くとも軍人の傷病恩給もすべきでは
なからうかと考へるのであります。が、
連合國軍からの覺書により、指令によ
りまして、これには一定の枠を付けら
れております關係上、どうしても減
額をしなければならぬ金額に結
果、今日のように非常に低い金額にな
りまして、そうして文官の公務員恩
給との間において差が付いたものと考
えておる次第であります。これは憲法
の趣旨から言つて反するのではない
かという御趣旨であります。私共は憲
法の趣旨は、同じ軍人は軍人として同

等であると思ひます。

○委員(塚本重雄君) 憲法の趣旨は、同じ軍人は軍人として同

等であると思ひます。

等であると思ひます。

等であると思ひます。

等であると思ひます。

まして、このような差が付いたことは、憲法の趣旨から申しまして、少しも憲法の趣旨に反するものではないとこう考えております。傷病軍人に対しまするところの恩給は、只今申上げましたように、一定の枠が、一定の制限が附せられました関係上減額いたしましたので、少し差が付いた金額になつております

て、同じ金額に上も下も、すなはち退職
当時の給與の多いものも、給與の少い
ものも同じにするといたしますれば、
仮りに退職当時の俸給の非常に多いも
のを、退職当時の極く俸給の少い下の
ものに持つて來ることでございます
ならば、これは私は連合國司令部から

退職当時の俸給を基準にいたしましたして金額を改めることにいたしますれば、厚生年金保険法の傷害手当金の金額算

て、この補償的な給與は、労働基準法に
おきまするところの傷害手当金にいた
しにしても、曾ての厚生年金保険法に
おきまする厚生年金手当金にいたしま
しても、傷害を受けました当時の給與
の多いものは多く、少ないものは少な
いものが多いので、その金額を基準とし

軍人の恩給の金額の計算におきましても、又現在の文官の公務傷病者の恩給金額の計算におきましても、大体傷害を受けましたとき、或いは退職當時の恩給を基準として計算しておる次第であります。傷病軍人は対する恩給は、一見階級によりましてその金額は決め

まするが、これは連合國最高司令部から
の覺書にもありますように、軍人
たるによるところの恩給は、傷病軍人

○意薩隆親王 今の感給の起算基準を
厚生年金の金額の算出の方法によつて
やると、従来の、いわゆる傷病を受け
た当時の給與によつて基準とするか
ら、大將は現在年に四千円、勤めてお
る年限の加算を別にして基本給が四千
円、兵は年に六百四十円、同じ失明を
しておる、阿良夫明の者でも大將の給

いてこういう結果が出ております。こ
とは、厚生年金の算出の基準による現
在の恩給法の算出に、相当改正を加へ
なければならぬという問題になつて
來ると思ひますが、それに対してはど
うお考へになるか。現在阿眼を失明し
ておる者が、月に五十円余りの生活で

今のお話のように、今の基準がらしき
すと、当然これ以外に方法はないと思
うのでありますが、算出の基準におい

のように、兵の傷病慰給の金額は、非常に少い金額でありまして、慰給として出します金額といしましては、本當に名ばかりのような金額でありまして、なんとかして増額いたしたいと、こう考えております。ところで、先般申上げましたように、傷病軍人の慰給に對しましては、この覚書に括弧で

いても、いろ／＼と關係当局にも懇
されて、増額につきまして骨を折ら
たところでございますが、いろ／＼
事情からいたしまして、連合國最高
司令部から発せられた覚書の趣旨を堅
守らざるを得なくなりまして、こゝ
うような事情になつておるところで

○委員長(坂本眞直君) 速記を止
て。

に、我々國會議員として特に要望しなければならぬことは、大將であらうと、一兵卒であらうと日本人としての立場ということを考へて、個人というものの生活の保障を対象として考へなければ、民主主義政治というものゝ再出発ということはあり得ない。さう

○委員長(塚本重蔵君)　そういうこと
 以上に申上げたいのであります。

うことは、誠にこれは當を得ないものであると思います。本當に千田委員のおつしやる通り大將であろうがなんで

あるが、その傷病、その怪我の程度によつて決めるべきではないかと思つております。本場に目を失つた人は勿論でありますが、片手どころか両方の手を失つた人もございます。そうして両足を失つた人も生きております。片足の人もおります。先達つてもこういう人たちが見えてきて、四十何円とか、五十円とか貰つておる。そうして子供が五、六人もいると申したから、私は涙をのんで、子供が五、六人おるの、それで足らぬというところは理由にならん。五、六人の子供が皆赤ん坊でもあるまい。なんとかして働いておるであらう。そういうことを以て要求するのはいけぬ、あなたたちは最も職業を考へなければならぬ。足の悪い人は靴を編むとか、網をすくとか、又手のない人は人の便をするとかいうような方法で、いろいろと職業を考へて、そうしてねばならぬ。心の中ではうことを申したけれども、心の中では本場に涙が出てたまらなかつたのでございませう。それで私としては今申されました通り、やはり年金とか、又は生活保護料とかの方法でなんとかして少し加えて頂きたいと希望するものでございませう。

○委員(榎本重蔵) 恩給に関する請願第三百九十六号、紹介議員植竹春彦君が見えておりますから、これを議題といたします。

○委員外議員(植竹春彦) 恩給に関する請願につきましては、私がここに罷り出して理論的説明を展開したしたり、或いは人情論を開陳申上げるの必要は全然ないと思つたのであります。言ひ換えれば、もう委員の皆様方が、この恩給生活者の現在の状態

は本場に餓死線上に彷徨しつゝある現実の姿を十分に御認識頂いておること、傍聴者としてはつきり私自身又認識いたしておりますために、聊かもこの請願の内容につきまして諄々しく説明を申上げないで、これを省きまして、ひたすら現在の恩給生活者の非常に困難な生活の實情を幾重にも御説明させていただきます。この請願の趣旨が達成せられましますように、本場に國民が恩給者も健康で文化的な最低限度の生活を営んで行けますように、皆様のお力添えに、よりまして、本請願が達成せられますように、ひたすらお願い申上げる次第であります。

○委員(榎本重蔵) 尙恩給に関する請願第三百九十六号、紹介議員若木勝蔵君が見えておりますから、この機会に一つ……

○委員外議員(若木勝蔵) 私は只今委員長から御紹介のありました紹介議員若木勝蔵であります。恩給生活者が非常に悲惨な生活をしておるといふことは、皆さんも御承知の通りでありまして、只今の紹介議員の方から申されましたが、私もいろいろとそれにつきまして考え、実情も調べて参りました。只今皆さんにおかれまして非常に御理解の深いことを承つたのであります。重ねてくどくどと申上げることを省略いたしますが、何卒一つこの機会に因つて恩給生活者のために格別の御同情を賜りまして、この請願を採擇下さるようお願いいたします。

○委員(榎本重蔵) 紹介議員の方々に申上げます。お聴きの通りこの案件について只今審議を続けておるのであります。他にも同趣旨の請願案件が

多数ありますから、一括して処置を決定したいと思つております。決定を少し後に廻しますが、御了承をお願いいたします。

○委員外議員(植竹春彦) どうぞ宜しく。

○委員(榎本重蔵) 何分宜しく。

○委員外議員(若木勝蔵) それでは質疑を続行いたします。他に御質疑ありませんか。

○千田正君 只今恩給の問題について皆さんからいろいろの御質問がありましたが、私としては先程の御当局のお話の通り、なか／＼改正という問題に持つて行かなければむずかしいとすれば、生活保護法の適用という問題にこの問題が相当及ぼして行かなければならない。現在の生活保護法は果して、生活保護の規定を受けておる人たちの生活の何分かの足しになるという程度のものであるか、或いは生活の最低の保障ができる程度の保護を受けておるかどうか、ということに対して頗る疑問を有するものであります。つきましては只今恩給を受けておる、最低の生活を受けておる人たちがこの均霑に浴して、最低の生活を果に角にも保障できる程度の、生活保護法の規定にまで持つて行かなければならぬのじやないか。只今の生活保護の給與金というものを、最低の生活を保障し得る程度にまで持つて行かなければ、この最終の目的が達せられないのじやないかということを考えますときに、現在の生活保護法というものは必ずしも最低の生活を保障するような給與の仕方をやつておらないのじやないかという点に、我々は頗る不遇な人たちの立場に

立つて考えました場合において、尙この生活保護法の改正ということに相当強く要望しなければならぬのじやないか、こう思ふもので、厚生常任委員の皆さんにもこの点十分御了解なすつて頂いて、この恩給改正と同時に、生活保護法の問題も特に御研究を願つて、相併用してこうした不遇な人達の生活の立場を考へて上げなければならぬじやないかと思ふので、特にこの次の際、厚生省のその方の関係の方に一應又この問題について御審議願ひしたいと思います。

○中平常太郎君 以前缺席いたしておりましたので、詳しいことは後からお伺いしたいと思つておりますが、最後の理由のところにいろいろ文字が使つてありますが、提案理由のところに、「國會職員を公務員として規定し、経済監視官補を警察監視職員に指定すると共に……」と書いてありますが、これもむしろ経済監視官補を監視の職員に指定するということは分つておりますが、監視という文字はやはり各種の法律に刑事、行政の上に幾つておりますかお伺ひいたします。

○政府委員(三橋則雄) 残つております。私この法案を作ります時に刑務所等に関する法律が根本的に改革があるのじやないかと思つていました。この改正をやる時にはまだそれまでになつてなかつたのであります。これはお話のように私ももちよつと疑問に思つたのですが、遅れておりますから……

○中平常太郎君 これは改正されなければならぬ性質のものでありますね。

○政府委員(三橋則雄) これは名前だけの問題であります。一應恩給法

におきまして、今度例へば公務員の中に文官と警察監視職員、教育職員、待遇職員の四つになつております。ところが従来の貴衆兩院事務局職員は守衛を除く外は文官として取扱われております。守衛は警察官としての取扱を受けて、この定義を下してあります。そういう事情もありして、今度の改正におきまして、國會事務局の職員につきましても、國會事務局の職員として守衛に相当する者は警察監視職員として取扱ひ、他の者は文官として取扱ひような定義を下してあります。

○中平常太郎君 御説明で概略分つたのでありますけれども、今日の場合に監視職員に指定するというような文字を公然と我々が議するということは、氣持が極めて不快であります。それで、すでに改められたものならばこの際これを改めたらどうかと思つております。ただ改まつておらんのですか。いなければ、こういう文字があつて、國會内の監視を監視職員という氣持で我々が考へることはこの際不快ではないし、又本人自身もそういう考へはないと私は思ふのです。それで監視というふうな名前さえ變つておる中に、監視職員に準ずるといふ言葉で規定するということは、我々國會内において説明される委員としては不快だと思います。政府がこれを出した場合、而も良心的にこれを考へないといふことは、又改正されておるのならば、固より一掃に改正するべき性質のものであると私は思ふのですが、無反省であるといふ批評を受けざるを得んと思つております。この点は今更直すことはできないのですか。その点お聴きします。

○委員(榎本重蔵) 速記を止め

もこれからだん／＼保婦さんが殖えてます。それからその外にずつと散見い

もこれからだん／＼保婦さんが殖えてます。それからその外にずつと散見い

て……

〔速記中止〕

○委員(根本重蔵) 速記を始め

て……

○河崎ナツ君 先程傷病兵の方について御質問のあとに、ちよつと別なことを伺いたいと思つておりましたが、話が横に行つたのですが、この恩給の範囲の中で「国民学校、青年学校、幼稚園、盲学校、聾啞学校及国民学校ニ類スル各種学校」というものを次のように変更しようということになつておりますが、その幼稚園というところで、この恩給を受けずのは保母さんが受けるわけですか、同じような保育所というものでは、殊に今度は都立保育所も沢山ありますし、それから福祉法で沢山保育所ができて、保育所の保母という者は、この文字の中には含まれていないように思いますが、それはどこで恩給というものに係つてくるように考へていらつしやるでしようか。そこを伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(三橋剛蔵) 保育所職員も恩給法の公務員の中に入るかどうかというのですか。

○河崎ナツ君 考へてはおられないように受取れるのですが、そのことにつきまして、これから児童福祉法で沢山保育所ができて参りますね。すでに現に都立でも沢山保育所がございまして、ああいう保母さんたちは、今までありましたが、ほんのちよつと小さな托児所の保母さんというの、名前はありましたが、これから先において保育所というものは、児童福祉法によりまして公立で随分これからできて参りますのですが、恐らく幼稚園より

もこれからだん／＼保母さんが殖えてくると思ひます。又殖えなければならぬ状態にあるわけですが、そのとき又これを改めるのでございましょうか。ちよつと……

○政府委員(三橋剛蔵) 保育所の職員たる保母、この身分は地方公共団体の吏員じやないかと思ひますので、地方公共団体の吏員の恩給は、これは國の恩給ではございせんので、その地方公共団体におきましてそれ／＼恩給制度を作りまして、恩給を支給することになるのじやないかと考へております。この幼稚園の保母の恩給は、幼稚園という学校の保母の職員だけに限つております。

○河崎ナツ君 今問題になつて、やつと一つの機運になりかけて、幼稚園と保育所というものがだん／＼近寄つて行くというふうな、保母さん達も両方から歩み寄る形になつておられますが、そういうことになつたときは、又別の問題として考へる。國としては考へていないというわけですね。地方公共団体でそれは確立するようにして行けばいいわけではございせんか。

○政府委員(三橋剛蔵) さうでございます。

○中平常太郎君 この恩給法の第二十三條に「警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ。一、警部補、巡査、消防士、消防機関士補又ハ消防手、地方事務官又は地方技官、二、刑務、三、副看守長、又は看守タル司法事務官、四、皇宮警部補又ハ皇宮警手タル皇宮護衛官、」こゝにいうふうにあります。いわゆる恩給法第二十三條には、公然と警察監獄職員とはということが現れておりまして、その内容が規定されてお

ます。それからその外にずつと散見いたしますに、この三十條にも警察監獄職員とありますし、二十六條にも監獄職員という文字を使つておりますし、それから二十條にも監獄職員という文字を使つております。こゝに監獄職員という文字を使つておるところは、凡そ五六ヶ所ございまして、この恩給法の改正を政府が提案される場合に、これにならぬのが気が付かなかつたというところは考へられないのであります。これは、事実の上におきましてはこれに於いて改められない。恩給法の一部を改正される法律案といつたしまして、この二十三條の警察監獄職員とあるのは、警察刑務所職員とこれは訂正すべきものであると思ひます。

○委員(根本重蔵) 只今小林委員より質疑打切りの動議が提出されました。御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(根本重蔵) 質疑は打切り。尙お諮りいたします。兩案一括して討論に入ること御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(根本重蔵) 討論を省略して直ちに採決に入らうという動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員(根本重蔵) それではこれより採決に入ります。恩給法の一部を改正する法律案、國際電氣通信株式會社の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案、兩案を一括して議題に供します。兩案を原案即ち衆議院送付案通り可決することに賛成の方の御起立

をお願いします。

〔議員起立〕

○委員(根本重蔵) 全会一致であります。よつて恩給法の一部を改正する法律案、國際電氣通信株式會社の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本院規則第四百條により、本會議における委員長の前報告の内容は、予め多数意見者の承認を得なければならぬことになつております。これは委員長において本法案の内容及び本委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(根本重蔵) 異議ないと思ひます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書について多数意見者側の署名を附することになつておりますから、兩案を可とせられまして方はそれ／＼用紙に順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員(根本重蔵) それでは公報に記載してありました諸議員並びに陳情の件を一括議題に供します。他は紹介議員御出席がないようであります。紹介議員の出席なきものはそれ／＼専門調査員が代つてこれを説明することになつておるのですが、大體恩給増額に関する諸議員は植竹春彦君並びに若木勝蔵君から述べになつたと同様のことと思ひますので、省略することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵) 次に諸君第六号、第七十八号、第二百四十二号、第二百五十一号、第三百四十二号、第三百八十二号、第三百九十七号、第四百九号、第四百十八号教員恩給増額に関する請願であります。それでは諸君第六号、紹介者安部定君に代つて専門調査員から説明をお願いします。

○専門調査員(重岡弘司) それでは私から御説明を申し上げます。文書第六号教員の恩給増額に関する請願、大分縣の吉井六彦君外千九十四名、紹介議員は安部定君、岩男仁蔵君のお二人でございます。請願の要旨は、最近物價が物價の勢いを以て上昇して参りまして、只今でも百倍以上の騰貴を見ておるような状態でございます。それで只今の教員が最低生活に耐え得る程度の救済を速かに実施して頂きたいという請願でございます。大体の要旨はこのくらいの程度であります。

○委員長(塚本重蔵) 大体他の請願の趣旨も同様のようでありまして、この説明を省略することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵) それでは省略いたします。この機会に政府の方の御意見を伺うことにいたします。

○政府委員(三橋則雄) 只今の一般恩給の増額と教職員の恩給の増額に関する請願の問題であります。この一般恩給受給者又教職員の恩給受給者の恩給の金額が非常に少い金額であります。この恩給受給者の生活の非常な御困難な事情につきましては、政府当局におきましても十分御察し申し上げ、御同情申し上げておる所でありまして、でき得ることならば若干の増額

もいたしたいと考えておるところであります。御承知のような敗戦後の日本の現状でありまして、國家の施策しなればならぬ事は山積しておるような実情であります。相当の恩給を貰うべかりし軍人遺族の人々は、恩給はなくなりまして、又恩給を貰うべかりし軍人の傷病者の恩給も相当減額されておるのであります。こういう人達の中には非常に生活に困つておる方々があることは十分察しておるところであります。又その外におきましても、海外から引揚げて来た人、或いは又戦災を受けた同胞など、こういう人達の救済、生活の保護の方面におきます施策もいろいろと盡さなければならぬ点があるものであります。こういうこともまだ十分に行き届いていない現情から考えまして、一般恩給受給者、又教職員の恩給受給者の増額のことも考へておるのであります。唯それまでに至つていないような実情でございます。いろいろと苦慮いたしておるところであります。増額し得るような結論に達しましたならば、何とかして増額をいたしたいと考えてはおります。が、今のところはまだはつきりと増額し得るということを申し上げ得ない実情でありますから、御了承を願いたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵) お諮りいたします。以上の教員恩給増額に関する請願並に一般恩給増額に関する請願は、何れもこれを内閣に送付するものと決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵) ではさうな決定いたします。それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君

理事 今泉 政喜君

委員 内村 清次君

河崎 ナツ君

中平常太郎君

三木 治朗君

草葉 隆圓君

中山 壽彦君

木内キヤウ君

小林 勝馬君

藤森 眞治君

井上なつみ君

小杉 イチ君

波多野林一君

姫井 伊介君

穂積眞六郎君

千田 正君

政府委員 三橋 則雄君

總理事務官 (恩給局長) 岸田 實君

説明員 (恩給局調査課長) 岸田 實君

次に陳情第十二号、第六十四号、第五百十三号、第九百九十三号恩給法の改正に関する陳情、並に陳情第二百九十八号、第三百十二号、第三百四十六号これは教員恩給増額に関する陳情であります。これらの陳情も、以上審議を願ひました諸君の要旨と同様であります。従ひましてこれらの陳情も亦内閣に送付するものと決して取扱いをいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵) ではさうな決定いたします。それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君

理事 今泉 政喜君

委員 内村 清次君

河崎 ナツ君

中平常太郎君

三木 治朗君

草葉 隆圓君

中山 壽彦君

木内キヤウ君

小林 勝馬君

藤森 眞治君

井上なつみ君

小杉 イチ君

波多野林一君

姫井 伊介君

穂積眞六郎君

千田 正君

政府委員 三橋 則雄君

總理事務官 (恩給局長) 岸田 實君

説明員 (恩給局調査課長) 岸田 實君

十一月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、國民医療法の一部を改正する法律案(予第九十四号)

國民医療法の一部を改正する法律案

國民医療法の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第四條中「勅令」を「政令」に依りて之を定める。

第七條第二項を削る。

第七條ノ二 前四條ニ規定スルモノノ外醫師免許、齒科醫師免許、醫籍及齒科醫籍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條ノ二 醫師死體又ハ妊娠四箇月以上ノ死産兒ヲ檢案シ異常アリト認ムルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察署ニ届出スベシ

第二十一條第二項中「産院」の下に「ノ名稱、開設、管理、構造設備其ノ他」を加ふる。

第二十七條中「看護婦」の下に「ノ免許、登録、試験、業務其ノ他」を加ふる。

第七十六條第一号中「第十條」の下に「第十條ノ二」を加へ、同号を第一号の二とし、同條に第一号として左の一を加ふる。

一 第七條ノ二ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

同條第三号中「若ハ第二十一條第二項」を削り、同條中同号の次に左の一を加ふる。

三ノ二 第二十一條第二項ノ規定ニ基キテ發スル病院、診療所若ハ産院ノ名稱、開設、管理若ハ

構造設備ニ關スル命令又ハ之ニ基キテ發スル違反シタル者

同條中第五号の次に左の一を加ふる。

五ノ二 第二十七條ノ規定ニ基キテ發スル保健婦、助産婦若ハ看護婦ノ免許、登録、試験若ハ業務ニ關スル命令又ハ之ニ基キテ發スル違反シタル者

第七十七條中「第二號、第三號又ハ」を「第二號乃至」に改める。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

六